

「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」  
に関する自由民主党文部科学部会・知的財産  
戦略調査会合同会議（平成31年2月22日）  
配布資料の検証レポート

〔文化審議会著作権分科会意見概要〕

明治大学知的財産法政策研究所 部会資料検証WG\*

\* 「『ダウンロード違法化の対象範囲の見直し』に関する緊急声明」  
賛同者・呼びかけ人有志により構成

# サマリー

- 文化庁は、文化審議会での議論について、①4人の慎重派委員の意見そのものを省略、②2人の慎重派委員の主張の重要部分を省略、③慎重派の委員2名の意見の一部だけを切り取り積極派であるかのように誤導、④積極派の人数を「水増し」するなどの処理を行っており、議論の正確な状況が伝えられていない。
  - ①対象拡大に積極的な委員2名の意見は余すことなく取り上げている一方で、4名の拡大に慎重な委員の意見を省略し紹介すらしていない。(スライド16～21)
  - ②省略されなかった慎重派委員2名の意見でも、海賊版対策に必要な範囲に限るべきとの重要な主張が省略されている。(スライド5、8)
  - ③慎重な意見を述べた委員2名の発言の一部のみが切り取られ、無限定な拡大に賛成していると誤解させている。(スライド10、12)
  - ④積極拡大派の学者委員1名の意見を4つに分けて紹介し、あたかも4名の積極派委員がいたかのように見せかけている。(スライド13)
- これにより、実際には無限定な対象拡大に積極的な意見は少数派であるにもかかわらず、これが多数派であったような誤解を誘っている。(スライド3、4)
- 政策判断を行う上で、審議会における議論の状況を正確に把握すべき立場である与党に正確な情報が提供されていない点は、立法過程における極めて重大な問題をはらんでいる。(全体)
- 更に言えば、最近、100人を超える研究者による「緊急声明」、「アジアインターネット日本連盟」や「出版広報センター」などからの慎重意見が相次いで出され、文化庁案に反対・慎重な意見が多数表明されている状況である。国民の声は説明資料において正確に与党議員に届けられていたのか、疑義がある。

### (3) 補足資料③ 文化審議会著作権分科会(平成31年2月13日)における主な意見概要

※実際の発言を文化庁において要約したもの

#### ＜対象拡大に慎重な意見＞ 慎重派は3名？

- 対象拡大により、ユーザーの自由が大きく制約されることを踏まえ、民事についても有償著作物等に限定するなど、立法事実が明らかな部分に限定した対応をとるべき【学者】 **田村委員**【→重要部分の省略(5頁)】  
(※) 小委員会においては、8名の委員の連名で、民事・刑事ともに慎重な検討を求める意見があった。
- ダウンロード違法化がなぜ必要なのか分からない。主観要件で限定しても、恣意的に運用される懸念がある。違法か合法か分からないものの利用も萎縮してしまう【作家】 **永江委員**【→重要部分の省略(7頁)】
- 主観要件は重要だが、それだけでは必ずしも十分でない部分があるため、客観的な要件で民事・刑事とも絞るべきかどうかというのが争点であることに留意すべき【学者】 **森田委員**【→重要部分の省略(8頁)】

#### ＜対象拡大に積極的な意見＞ 拡大派は7名？よく見ると4名？

- 海賊版によって出版界は甚大な被害を受けており、一日も早く法改正を進めていただきたい。現状では、違法だと知りながらダウンロードしている利用者が大手を振っている【出版社】 **井村委員**【→立場の誤導(10頁)】
- 個々の利用は軽微でも総体として不利益が生じている。私的複製は、国民の権利ではなく、あくまで著作権者の権利を制限することにより可能となっているものであり、その基本を踏まえるべき【権利者】 **椎名委員**【11頁】
- タダで雑誌を持っていくと泥棒になるが、スマホ・パソコンでダウンロードすると適法ということで良いのか。権利意識を社会に根付かせることが重要【消費者】 **河野委員**【→立場の誤導(12頁)】
- 著作権法第30条は重要な規定だが、自ずから限界はあり、違法なソースからの複製まで認めるのは適切ではない。刑法では、盗品の譲受け行為も罰することとされているのと同じ話【学者】 **大淵委員**【→水増し(13頁)】
- 違法ソースからの複製は認めないのが国際標準。今回の改正は、行き過ぎだった部分を本来あるべき内容に揃えるだけであり、これまで適法だったことを既得権のように捉えて議論するのはおかしい【学者】 **大淵委員**【→水増し(13頁)】
- 既に音楽・映像のダウンロードは違法になっている中で、それと、その他の著作物との間で有意な差があるとは思えない【学者】 **大淵委員**【→水増し(13頁)】
- 主観要件として、民事責任の場合を含め、驚くほど厳格な要件を課しており、ユーザー保護には十二分に配慮がされている【学者】 **大淵委員**【→水増し(13頁)】

【意見が紹介されていない委員】

瀬尾委員(16頁)、井上委員(18頁)  
多葉田委員(20頁)、河島委員(21頁)

ところが、実際には・・・

<ダウンロード違法化の全面的拡張に消極的な意見>

<ダウンロード違法化を認めつつ、範囲を**限定**すべきとの意見>

- 田村善之委員（北海道大学大学院法学研究科教授）
- 森田宏樹委員（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- 河島伸子委員（同志社大学経済学部教授，東京大学政策ビジョン研究センター客員教授）
- 井上由里子委員（一橋大学大学院法学研究科教授）
- 永江朗委員（文筆家、日本文藝家協会理事）
- 瀬尾太一委員（日本写真著作権協会常務理事）
- 多葉田聡委員（日本新聞協会新聞著作権小委員会委員長）

<ダウンロード違法化に際して配慮が必要と指摘する意見>

- 井村寿人委員（日本書籍出版協会常任理事）
- 河野康子委員（日本消費者協会理事，消費者スマイル基金事務局長）

<ダウンロード違法化の**全面的拡張**に積極的な意見>

- 大淵哲也委員（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- 椎名和夫委員（日本芸能実演家団体協議会常務理事・実演家著作隣接権センター運営委員）

むしろ全面的拡張派は少数…

- 対象拡大により、ユーザーの自由が大きく制約されることを踏まえ、民事についても有償著作物等に限定するなど、立法事実が明らかな部分に限定した対応をとるべき【学者】

（※）小委員会においては、8名の委員の連名で、民事・刑事ともに慎重な検討を求める意見があった。



実際には・・・

○ 対象拡大により、一般の文書等の場合、録音・録画と違ってユーザーの自由が相対的に大きく制約される。漫画やソフトウェア等の有償著作物の海賊版を超えて幅広く全ての著作物について規制が必要であることを示す立法事実は示されていないため、海賊版対策に必要な範囲に限定した対応をとるべき。

主観要件だけで規制を絞ろうとしても、状況に詳しいほどダウンロードができなくなり、そこまでしてダウンロード規制を拡大する必要性があるかは疑問。

著作権法を専門とする研究者の間では、このような見解の方が強く（※）、漫画家自身からも反対の声があがっていることに留意すべき。

（※）小委員会においては、著作権法等を専門とする研究者8名の委員の連名で、民事・刑事ともに海賊版対策に必要な範囲に限定すべきとの意見があった。【田村委員】

一般の文章等の著作物と録音・録画との違い、立法事実の示されている海賊版に限定すべき旨、主観要件の問題点、反対の声があることに留意すべき旨を指摘しているが、これらの点が忠実に紹介されていない。

【田村委員】 …録音・録画と違って、一般の文書等の著作物というのは相対的に創作が容易ですので、権利者も多種多様となっております。その中には保護が必要な著作物もちろんありますが、そうでないものも多数含まれ、特に権利者が何か保護を欲しているわけではないというものも多数含まれているように思います。その半面、録音・録画に比べて容量が小さいことが多いので、簡単にダウンロードできるということがありますので、過度に規制された場合に、人々の自由が録音・録画と違って相対的に大きく制約されるという特質性があると思います。  
(次スライドに続く)

(田村委員発言の続き)

そのような中で、立法事実として、確かに海賊版対策ということで、漫画等やソフトウェアなどの有償著作物については喫緊の課題であるということが再三示されておりまして、それは私も十分理解できます。しかし、その必要性は認めるとしても、それを超えて幅広く全ての著作物について今回の規制の拡大が必要である、そういうことを示す立法事実はいまだに示されていないように思います。

先ほど研究目的の話もありましたけれども、例えば学術雑誌等に関しては、孤児著作物あるいはそうでないものも含め、過去に本誌掲載の全ての著作物を著作権者全員の許諾が得られていないにもかかわらず、DVD化し、ウェブ配信するということが通例行われておりまして、学生がそれをダウンロードしているというのも普通であります。こうしたものに対して、仮に主観的要件だけで規制を絞ろうとしましても、状況に詳しくれば詳しいほどダウンロードができなくなります。そこまでしてダウンロード規制を拡大する必要があるか、立法事実があるのかはやや疑問に思います。その結果、結論としては、有償著作物等の限定が必要であろうというのがこの共同意見の骨子です。

この意見、連名8名です。26名いらっしゃる小委員会の委員の中での確かに少数ではありますが、全員が研究者でございまして、この8名のうち、生貝委員を除いては著作権法の専門家として通っている者です。ほかにも著作権法学者と目される者が小委員会にいらっしゃいますが、その中では、この連名ではありませんが、上野達弘委員もやはり限定案です。著作権法学者でこういった考え方に共同歩調を取っていないのは、あえて申し上げますと、主査の茶園委員と大淵委員だけということで、それなりの著作権法に詳しいと自称している者の間では、むしろこちらの見解の方が強いということはお踏まえいただければと思います。

そして、今回このように我々が共同意見などを出したことを踏まえていただきまして、先ほどから御紹介があった報告書(案)も、例えば報告書本体、今回資料2-2ですと、77ページの3段落目の「しかしながら」辺りから78ページの2行目まで、これは民事規制です。それから、刑事罰に関しましても、80ページの3段落目、「この点」辺りから4段落目までということで、両論が、我々の意見も十分踏まえて複数人からというものが記されています。

このように報告書のところで両論併記となっていることは、委員会の意見を十分反映していただいたもので、そうだといたしますと、拙速な立法化を避けて、より慎重な議論を期すべきではないかと思えます。

また、この報告書の後も、最近では、参議院の院内集会などで、漫画家自身からも、若者の間で広がっているスクリーンショットをむやみに抑止しかねないとか、漫画家やイラストレーターなどで、ウェブで気になったイラスト等を取りあえず、中には違法アップロードも含まれ得る可能性があることは認識しながら多数保存しておくという、一般的な創作活動をかえって阻害しかねないなどの反対の声が上がっておりまして、これに留意する必要もあるように思います。

もちろん海賊版対策ということで喫緊な課題であることは認めますので、もし今回更なる次回の小委員会での検討が難しいということであれば、報告書内では、少なくとも両論併記の報告書の中でコンセンサスが取れているのは、限定の掛かった規制等に関してのみですので、その方向で最適な法案を御準備いただければと思った次第です。

- ダウンロード違法化がなぜ必要なのか分からない。主観要件で限定しても、恣意的に運用される懸念がある。違法か合法か分からないものの利用も萎縮してしまう【作家】



実際には・・・

- アップロードは違法なのだからダウンロードは違法化しなくてもいいのではないか。主観要件で限定しても、恣意的に運用される懸念がある。評論を書くためにグーグルアラートで情報を集めるが、その情報が違法か合法かを一々気にしなければならないと萎縮してしまう。萎縮は、真綿で首を絞めるようなもので、じわりじわりと無自覚なところで効いてくるので、そういう懸念要素は少ない方がいい。【永江委員】

ダウンロード違法化の不必要性について具体的に指摘している。主観要件の運用の問題だけでなく、違法な情報源か否かを気にしては創作ができないことを指摘している点が忠実に紹介されていない。

【永江委員】文藝家協会の永江でございます。著作者として御意見申し上げます。ダウンロードの違法化がなぜ必要なのかいまひとつ分かりません。アップロードが違法なんですから、ダウンロードは違法化しなくていいんじゃないか。やはりポイントは主観要件の取り扱いですけれども、まさに主観と言われるように、恣意的に運用される懸念があります。時の権力に忖度して、権力が変わるたびに主観のガイドラインもどんどん変わるおそれがある。

私はしががないライターで評論等を書くわけですけれども、毎日の行為としてはグーグルのアラートでキーワードを幾つか登録しておいて、自動的に情報をネットで集めて、それを毎日チェックして、ときにはそれを利用して参考にしながら評論を書いていく。私だけでなく同業者の多くは同じような行為をしていると思います。

グーグルがアラートで探してくる情報は、それが違法なものか、合法なものかというのは、私の方では全く分からないわけですね。それを一々気にするぐらいだったら、こんな安い原稿料で原稿を書くのはうんざりするぜ、という気分にもなるでしょう。それが萎縮ということなんです。萎縮というのは、真綿で首を絞めるようなもので、じわりじわりと無自覚なところで効いてくる。著作者にとってそういう懸念される要素は少ない方がいいと思います。だから、著作者としては、対象範囲を限定してということでもあるけれども、ダウンロード違法化そのものに決して賛成できないと御意見申し上げます。

- 主観要件は重要だが、それだけでは必ずしも十分でない部分があるため、客観的な要件で民事・刑事とも絞るべきかどうかというのが争点であることに留意すべき【学者】



- 権利者からは、現に被害が深刻化していないところも未然防止してほしいという意見が主張されたわけでもないし、知財本部での議論もあくまで海賊版対策。限定を付さず広く規制の網をかけることに伴う様々な問題が指摘されているのだから、未然防止の必要性を強調して立法に当たるのは適当でない。また、一般人は違法・適法の判断がつきかね、そこにサンクションがあると委縮効果が働くので、主観要件は重要。しかし、それだけでは必ずしも十分でない部分があるため、客観的な要件で民事・刑事とも絞るべきかどうかというのが争点であることに留意すべき。【森田委員】

権利者からの要望がない部分までも規制にあたることの問題を指摘し、あくまで海賊版対策という出発点があったことを強調した点が紹介されていない。

【森田委員】 私は小委員会の委員であります。25日は学内の用務で出席できなかったため、報告書（案）について一言申し上げておきたいと思っております。

まず、報告書の取りまとめにつきましては、文言を修正するというだけでなく、答申そのものは、法案作成において法的な拘束力はありませんので、それをどう尊重するかというのは、結局、事務局の良識にゆだねるといえますか、こういう場を設けて、いろいろな議論がなされたということ踏まえて法案を作成いただくわけですから、相当数の委員から出された意見に十分に留意はしたけれども、結局は考慮しなかったというのでは、この審議会の意義が減殺されることになってしまいますので、そこは事務局の良識に期待したいと思います。

次に、先ほどから議論を伺っておりまして、録音・録画以外に対象を拡大することについてはコンセンサスがあり、それから、早急な立法が必要であるということについてもコンセンサスがあるわけですが、いずれの考え方を採るかによって方向性が大きく異なってくるのは、きょうの2-1のペーパーの3頁もそうなのですが、事務局が報告書（案）で示した問題の立て方として、「問題の所在」としては、「幅広い分野の著作物について、海賊版による被害が生じている」というのが問題であるという立法事実を挙げながら、「検討結果」で対象を広げるときには、「未然防止の必要性」を挙げてきて、現時点で特に被害が顕在化・深刻化していないところについても、将来何か問題が生ずるかもしれないので、あらかじめ未然防止をするために対象を限定せずに拡大するという考え方が述べられていることです。

（次スライドに続く）



(森田委員発言の続き)

このような考え方は、権利者の側からも強く主張されたわけでもありませんし、また、知財本部での議論も飽くまで海賊版対策であって、現に生じている被害に対して早急に対応してほしいということでありまして、これまでの議論の経緯を踏まえても、「未然防止の必要性」というのを強調されるのは適当でないように思います。報告書(案)では63～64頁や76頁でさらっと出てきていますが、きょうの2-1でもこれが大きく取り上げられていますので、この点に事務局の考え方が示されているとみることができそうです。そのような「未然防止の必要性」を強調して、既に被害が生じていない部分についても広く網を掛けるのだという立場に立てば、これは特に限定も付さず対象を一般化するということになるかもしれませんが、そのことに伴う様々な問題が指摘されているわけでありますから、余り未然防止の必要性を強調して立法に当たるのは適当でないように思います。

それから、先ほどからの議論をお聞きしていてすれ違いがあると感じますのは、違法であることを認識しながらダウンロードをするのはけしからんというわけでありますが、無限定な対象の拡大に対して慎重意見を述べる立場というのは、違法と適法の間にはいろいろな広いグレーゾーンがあって、これは神様の目から見れば違法・適法が定まっているのかもしれない、あるいは裁判になればそこで白黒が付けられるかもしれないけれども、一般の人が利用行為するときにはその判断が付きかねる場合が少なくないという点を問題としているわけですし、そこに議論のズレがあります。

先ほど「黙示の許諾」がある場合は適法であるといわれましたが、それでは、黙示の許諾があるというのは、一般の利用者はどのようにして確かめればよいかということ是非常に難しい問題です。この種の問題は、以前に権利制限に関するワーキングチームで、例えばパロディについて議論をするときにも見られた問題ですが、適法だとしてしまうのは差し障りがあるけれども、多くの場合は黙示に許諾されていて、権利者は権利行使しようと思っていないが、ただ、利用行為の態様に問題があれば、権利行使をする可能性を留保しておきたいというような領域があるということです。こういう中間の、違法か適法かというのがはっきりしない、あるいははっきりと分けられない広い領域があって、そういう領域についてどう扱うかというのがここでの問題です。これに対して、刑事も含めたサンクションの威嚇効果によって、そういう領域について利用者は慎重に臨むべきだということを強調していくと萎縮効果が生ずるわけでありますから、それは適当でないということです。

それから、主観要件につきましては、そこも単に「違法であることを知りながら」という録音・録画の要件をそのまま維持するだけでは問題であって、重過失により知らなかった場合はこれに含まれない、つまり、重過失を含めて利用者の過失責任は問わない、違法かどうかについて検討を怠ったことについてサンクションを加えるわけではないということと、それから、事実の認識だけでは足りず、違法性の認識についても確定的であることが必要であるということ、これは報告書(案)の79頁では「適切に検討・対応を行う必要があるものと考えられる」と書かれていますから、この点は必ず立法によって対応がなされるものだと思いますが、それだけでは十分でないところをどうするかというのが客観的要件による限定の問題です。

人の物を盗んではいけないのは当たり前であって、そして、有体物であれば、客観的状況から人の物であるか否かは容易に判断できるのが通常ですから、これを盗んではいけないのは当然でありまして、盗品かどうか分からないというときに利用者はどのような行動を取ることになるのかというのがここでの問題で、国民一般の自由の過度の萎縮をもたらさないようにしなければいけないということに留意する必要があります。そのような観点から、主観要件だけでは必ずしも十分でない部分がありますので、さらに客観的な要件で民事、刑事とも対象を絞るべきかどうかというのが争点でありまして、そこに問題のポイントがあるということを事務局におかれましては十分に留意されて、今後の立法化にのぞまれることを期待したいと思います。

- 海賊版によって出版界は甚大な被害を受けており、一日も早く法改正を進めていただきたい。現状では、違法だと知りながらダウンロードしている利用者が大手を振っている【出版社】



実際には・・・

○ 海賊版によって出版界は甚大な被害を受けており、一日も早く法改正を進めていただきたい。現状では、違法性を知っていることを隠そうともせずダウンロードしている利用者が本当に多い。ダウンロードの違法化は、ある一定の、慎重に進める必要もあるし、留意する点はたくさんあると思うが、何とか難しい問題を解決して、立法化を進めていただきたい。【井村委員】

違法化に際しては慎重に進める必要があり、留意する点がたくさんあるとしているのに、文化庁の整理では単に積極的であるかのように誤導している。

【井村委員】 書籍出版協会の井村です。出版界として一言御意見申し上げます。先ほど瀬尾委員の方からも御指摘ありましたとおり、私ども出版界は、既に海賊版によって甚大な被害を受けています。ここでこうしている間にも、本当にたくさんの違法アップロードと違法なダウンロードによって売り上げが損失していくというようなことが起きています。そういう意味においても、1日も早くこういった法改正、立法化を進めていただきたいなと思っております。

今もお話ありましたとおり、確かに著作権法の普及啓発というのは非常に大事だと思えますし、どんどんやっていただきたいと思うものの、違法性を知りながらダウンロードをしている利用者が本当にたくさんネット上にいます。こういう方たちは、自分が違法性を知っているんだよということを本当に大手を振って、隠そうともせず利用しているという人たちが本当に多いもので、そういう意味では、ダウンロードの違法化というのは、ある一定の、もちろん慎重に進める必要もありますし、留意する点はたくさんあると思えますけれども、何とか難しい問題を解決していただいて、ダウンロードの違法化に関しても立法化を進めていただきたいなと思っております。

- 個々の利用は軽微でも総体として不利益が生じている。私的複製は、国民の権利ではなく、あくまで著作権者の権利を制限することにより可能となっているものであり、その基本を踏まえるべき【権利者】



実際には・・・

- 個々の利用は零細な複製でも、総体として権利者に経済的打撃が生じている。私的複製が国民の基本的権利かは疑問で、あくまで著作権者の権利を制限することにより可能となっていることを踏まえるべき【椎名委員】

私的複製によって、権利者に経済的な打撃が生じる場合があることを強調する趣旨。

【椎名委員】 30条1項の話が出ましたので、ちょっと申し上げたいと思います。30条1項というのは比較法的にかなり幅広いという説明を受けておりました、できる範囲が非常に広いということで法文に書かれている。それが技術の進歩その他で利用の仕方も変わってきたということで、様々な除外規定が増えてきて、あるいは補償金が措置されてということなんだと思うんですが、現在の実態を踏まえますと、実効性があるかどうかは別にして、ダウンロードの違法化をしていくという部分は、流れとしてはやっていくべき、基本的にこの考え方に賛成です。

また、井上先生のおっしゃった、この共同意見の中で示されている、閉鎖的な私的領域内での零細な利用にとどまるのであれば経済的打撃が少ないと知財高裁は言っている点についてはわけですけれども、私的録音・録画補償金の議論をしているときに、家庭内で行われる一つ一つの零細な複製であっても、総体として権利者にダメージを与えるということがもう明らかになっているわけですね。零細な利用にとどまれば経済的打撃は少ないと高らかに断言されてしまっても、僕らとしてはちょっと違和感がある。

また2ポツに関しても、私的複製の自由というのは、はたして私的複製の権利なんでしょうか、国民の基本的権利なんでしょうかというふうに、こういう話を聞くと感じてしまうんですね。権利者の権利を制限することによって私的複製が自由になっているということを踏まえるべきじゃないかなと思います。だから、この共同意見の中の1番の1ポツと2ポツに関してはちょっと疑問符が付くなと思いましたので、そのことだけ。

- タダで雑誌を持っていくと泥棒になるが、スマホ・パソコンでダウンロードすると適法ということで良いのか。権利意識を社会に根付かせることが重要【消費者】



実際には・・・

- タダで雑誌を持って行くと泥棒になるが、スマホ・パソコンでダウンロードすると適法ということで良いのかということに対して、考え方を整理して、社会のコンセンサスを得ないといけない。専門家、特に法学者の先生方からは懸念が示されており、最終的にどういうふうな内容にするのかということは、非常に丁寧な対応が必要だと思う。ただ、一番大事なのは、教育に組み入れることなどによるリテラシーの向上。権利意識を社会に根付かせることが重要【河野委員】

著作権教育の重要性を指摘するのが趣旨であり、限定すべきとの意見にも理解を示している。丁寧に議論して社会のコンセンサスを形成することの重要性を指摘している。これらの点を正確に紹介せず、規制拡大に単に積極的であるかのように誤導。

【河野委員】 …やはり今回の問題の一番重要なところというのは、先ほどの報告の中に、ダウンロード違法化の対象範囲の見直しのところの次のページに書いてくださいましたけれども、制度整備の際の留意点の中の普及啓発のところです。私たち国民は、果たして著作権についてどれだけの知識を持っているのか。例えば教育がそこをしっかりと担保できているでしょうか。

本屋さんの店先からお金を払わずに雑誌を持ってきてしまうと、それは泥棒です。刑法違反です。ところが、スマホなりパソコンで違法コンテンツをダウンロードすると、それは今現在、それがいいのか、悪いのかという判断は示されていないわけです。それで本当にいいんでしょうかと思えます。個人が家で楽しむからという理由で、そういうところからコンテンツを取ってきて使っていいんでしょうか。そのことに対しては、やはりしっかりと考え方を整理して、社会に対してコンセンサスを得ないといけないのであろうと思っております。

専門家の、特に法学者の先生方からは御懸念が示されておりますし、最終的にどういうふうな内容にするのかということは、非常に丁寧な対応が必要だと私自身も思います。ただ、一番大事なのは、やはりリテラシーの向上で、教育に組み入れるのか、それとも、どこでどういうふうな形で著作権に対する意識を高められるのか難しい問題だと思っておりますけれども、そこのところを第一義に考えていただければと思っております。

- 著作権法第30条は重要な規定だが、自ずから限界はあり、違法なソースからの複製まで認めるのは適切ではない。刑法では、盗品の譲受け行為も罰することとされているのと同じ話【学者】
- 違法ソースからの複製は認めないのが国際標準。今回の改正は、行き過ぎだった部分を本来あるべき内容に揃えるだけであり、これまで適法だったことを既得権のように捉えて議論するのはおかしい【学者】
- 既に音楽・映像のダウンロードは違法になっている中で、それと、その他の著作物との間で有意な差があるとは思えない【学者】
- 主観要件として、民事責任の場合を含め、驚くほど厳格な要件を課しており、ユーザー保護には十二分に配慮がされている【学者】



実際には・・・

○ 著作権法第30条は重要な規定だが自ずから限界はあり、違法なソースからの複製まで認めるのは適切ではない。刑法では、盗品の譲受け行為も罰することとされているのと同じ話。私は違法ソースからの複製は認めないのが国際標準だと思う。今回の改正は、行き過ぎだった部分を本来あるべき内容に揃えるだけであり、これまで適法だったことを既得権のように捉えて議論するのはおかしい。既に音楽・映像のダウンロードは違法になっている中で、それと、その他の著作物との間で有意な差があるとは思えない。主観要件として、民事責任の場合を含め、驚くほど厳格な要件を課しており、ユーザー保護には十二分に配慮がされている。【大淵委員】

1人の意見を4分割しており、4人の積極論者がいるような誤解を招く。

【大淵委員】 …大陸法系のヨーロッパ諸国においては、そもそも日本と同様の私的使用目的の複製に関する規定がないところもありますが、日本と同じような私的使用目的の権利制限がある国でも、ドイツ、フランスをはじめ多くの国が、違法にアップロードされた著作物等を複製する行為を例外規定の対象から除外しております。またカナダも同様だということです。国によって法制は違いますが、この辺りが主要国の国際標準であると考えられます。

30条1項は大変重要なもので、私的行動の自由を保障しておりますが、それもおのずから限度があると思っております。本来であれば、適法なソースからでも1つ複製ファイルを作れば、複製権侵害で著作権侵害になるのですが、それについては30条1項で権利制限になるので、私的使用の範囲であれば適法ソースから複製ファイルを作ることはできるのですが、明らかに違法なソースから複製ファイルを作る自由まで保障するのは行き過ぎであり、それは国際標準とはいえないのではないかと考えております。

それから、有体物と無体物とでは違うのですが、昔習った刑法を思い出していただきますと、贓物罪というのがあって、今は盗品等に関する罪というのがあります。現行刑法の256条、盗品譲受け等という表題の下に、「盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を無償で譲り受けた者は、3年以下の懲役に処する。第2項、前項に規定するものを運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又は有償の処分のある者をして、10年以下の懲役及び50万円以下の罰金に処する。」とあり、窃盗というのが著作権法でいえば違法アップロードに対応するといえるかと思えます。もちろん窃盗は犯罪なのですが、窃盗に係る盗品を譲り受ける行為というのがここでいう違法ダウンロードの方に対応します。このように、違法アップロードと違法ダウンロードの両方に対応するものがはっきりと犯罪となっており、これが出発点であると思っております。

…ということでありまして、もちろん私的行動の自由は重要なのですが、これは私も何度も審議会では申し上げていますがけれども、我々には散歩をする自由があって、街の中、公園、道路などは散歩できるのですが、他人の私有地に入り込んで散歩をする自由というのではないわけでありまして。まさしくこれが同じであって、30条1項はあるのだが、無制限ではないということです。

今までは録音・録画が一部解除されましたが、その前は今の3号自体がなかったのですが、元々、権利侵害の明らかな違法情報源からの私的複製まで権利制限とするというのが先ほどの諸外国の例からあるように、行き過ぎだったわけです。その観点から言うと、本来あるべき姿に今回戻すというだけの話であります。殊更に制限するという話ではなくて、もともと主要国の国際標準からいうと行き過ぎだったものを、国際標準のレベルにそろえたというだけであります。今まで、行き過ぎがやや長い状態が続いていたため、中にはその状態を当然視して既得権化して考えておられる方もいるようですが、原点としては、何でも買う自由はあるのですが、盗品を買ってはいけないというのと全くであります。その全くの常識論について、行き過ぎが今まで長く続いてきたから、そうでないという感覚になっているだけではないかと考えております。

(次スライドに続く)

(大淵委員の発言の続き)

それから、研究の必要のために、漫画研究等のいろいろな研究があると思いますが、その必要のために違法ダウンロードをする必要があるということを言われましたけれども、これもまた今回の紙の一番最後に書いていただいた極めて重要な点ですが、資料2-1の3ポツ、アクセスコントロールの真上のところに書いてあるとおり、研究目的での権利制限等について、権利者の保護・利益の観点にも留意しつつ検討というのがあります。これは全く違う方向性でありませんが、むしろ日本国の著作権法の中に研究目的の権利制限の規定、普通の国ではあるかと思いますが、ないのがむしろ文化国家としては恥なので、これを機にきちんと規定を設けるべきだと思います。

私的複製という話と研究というのは別の話なので、混同せずにきちんと、私的複製は私的複製として考えるし、研究はこれを機にきちんと作って、その中で、漫画研究だろうが文学研究だろうが心安らかに研究ができるようにすべきであります。今回は私的複製の話で進めているのですが、別の話を混ぜると話が混乱してきますので、それ以外にきちんと研究目的の指摘複製について規定するべきです。うなずいている方もすごくたくさんいらっしゃいますが、それこそが今後やるべき話ではないかと思います。研究は研究で外した上で、私的目的というのは研究ではなくて、趣味だったり、娯楽だったりだと思いますが、そういうものとしての話に純化しないと話が混乱してしまいます。

それから、先ほど出ておりましたけれども、著作権は、明示・黙示の許諾があればもともと違法にならないのであり、ここはもともと違法アップロードを前提としています。適法アップロードから別にダウンロードしてもこの対象になりませんから。皆さんがいろいろ出しておられる例の中でかなりのものは、黙示の許諾があって適法アップロードのものはもともと対象にしていまませんので、その辺を混同すると非常におかしい話になってくるのではないかと考えています。

もう一点は、先ほども出ておりましたけれども、既に日本国としては、録音・録画については民事も刑事も違法になっているのであって、録音・録画とそれ以外のものに有意な差があるとも思えませんので、そのところは法律の原則として、等しきものは等しく扱うべきであると思います。

何でその2つだけかというのは恐らく単純な話でありまして、当時、私的録画小委員会のマンデートとして録音・録画をやっただけであって、あの時に録音・録画だけが被害が大きいとすべきという話ではなくて、とりあえずそれを先行的にやったというだけの話であります。そのところをあまり強調して、録音・録画だけ特別という、国民に対するメッセージとしても、録音・録画は違法ダウンロードしてはいけないが、それ以外はやってよいという、むしろ逆のメッセージともなり得ますので、そのところは大いに注意すべきかと思います。

…普通であれば、刑法ですら事実の錯誤は犯罪の成立を妨げますが、法律の適用を間違っても、刑事ですら犯罪は成立するところを、今回の非常に詳細に書かれており、事実の錯誤だけではなくて、法律の錯誤があっても民事すら責任を負わないという、場合によってはやや配慮し過ぎというぐらい行動の自由を重視したものであって、民事、刑事の学者から見たらびっくりするようなものになっております。そのところはきちんと読めば明らかです。あまり言うと、今後、わざと間違えてとか、濫用とかいうような変な話になってしまうといけません、そのところは十二分に配慮されているところでは御注意いただく必要があるかと思います。

### 瀬尾太一委員（日本写真著作権協会常務理事）

○ サイトブロッキングよりも国民に対する影響はよっぽど大きいので慎重にすべき。海賊版対策は日本の経済に対して重大な影響があるのでやるべきだが、一般国民の生活に影響が多いのも事実で、それをどう影響のない形にするかがテーマ。Googleで収集したもののやりツイートされたもののダウンロードに罰が科されるという懸念は払拭されるべき。【瀬尾委員】

ダウンロード違法化拡大がサイトブロッキング以上に慎重を期すべきことを指摘し、一定の限定を付しながらバランスの取れた結論を採るべきことを強調。

#### 【瀬尾委員】

…最後に決を取るときというか、これについてよろしいですねといったときに、実は私は慎重な意見を申し上げました。というのは、サイトブロッキングよりも国民に対する影響はこの方が多分よっぽど大きいと思ったからです。普通の人に関わるわけだから。なので、これについては慎重にした方がいいんじゃないですかと言ったんですけども、私が積極的慎重派であって、もう一意見、消極的な慎重派があった以外は、ほぼ満場一致でこれについてはやるべしというふうに決まりました。私としては、そういう意見を申し上げましたけれども、自分の所属する委員会がそういう結論を出したことについては、その結論は重んじるべきだということから、これについては肯定しています。

ただ、そのような経緯でこれが進んだんですけども、海賊版対策というのは、日本の経済、それから、マーケットに対して極めて重い影響があります。重大な影響と言っていると思います。これは例えば出版社のごく一部であれば、存続がかかるぐらいの影響があるということを数字と一緒に私は聞いています。ですので、私はやるべきだと思います。ただし、先ほど申し上げたように、一般国民の生活に影響が大きいというのもまた事実でありますので、そこは立法と検討で、何が文化審議会の中でしなければいけないかということ、一般国民に影響のない形にどうするかということが多分テーマになるんじゃないかと思われます。（次スライドに続く）



(瀬尾委員発言続き)

ただし、その内容については、私は法律の専門家ではないので、刑事、民事についてどうしたらいいかは分かりませんが、ただ、先ほどの永江さんのおっしゃったような、グーグルの検索結果をダウンロードしたら、即違法になってしまうんじゃないかとか、例えばツイートでいったら、リツイートをそのまま落としたら、これって罰が来てしまうんじゃないかとか、そういう懸念は払拭されるべきだと思います。これは事実の周知と制度によって。なので、そういうことをきちんと周知してやった上で、どういうふうなものが必要かについては、私は正直言って、申し訳ないですけれども、文化庁さんにそのことは任せるしかないし、法制・基本問題小委員会で茶園先生がおまとめいただいたその内容を基にしていかに立法するかについては、一工夫、二工夫していただくことが必要かなと思います。

ちょっと長々お話ししてしましまして申し訳ございませんが、こんなような経緯でこの話が来ておりますので、私とはかくたくさんある連関の海賊版対策の一環として、政府が決めた政策としてこのダウンロードについては来ているという認識で私はこの審議会におりますので、これにつきましては速やかな立法をお願いしたい。ただし、今言ったような経緯と、それから、配慮、工夫を是非、これは学者の先生方のお知恵、反対されている先生方もいらっしゃるということですが、その先生方のお知恵も当然伺ったりしながら、総合的に法的なバランスを配慮して文化庁さんで立法していただきたいと思います。最後の方は意見ですが、経緯を含めて御説明をさせていただきました。

### 井上由里子委員（一橋大学大学院法学研究科教授）

○ 被害の甚大な海賊版対策は喫緊の課題なので、ダウンロード違法化を実現することは必須。しかし、規制対象は被害の甚大な海賊版に限定すべき。30条1項は、単に私的範囲の利用については捕捉できないから、あるいは零細な利用にとどまるからということだけではなく、より重大な趣旨、国民の行動の自由を守るというような重大な意味合いを含んでいるので、この点も考えて慎重に判断することが重要。

*30条1項が国民行動の自由を守る重要な意味を持っていることを強調。  
規制対象を海賊版に限定する方向で慎重に判断すべきとする。*

【井上（由）委員】 ありがとうございます。私も小委員会の委員でございました。また、今回参考資料4で出させていただいております。共同意見にも署名しています。私自身は、被害の甚大な海賊版対策、これは喫緊の課題だと認識しております。今年度中に私的領域であっても適正な限定を付したダウンロード違法化を実現するということは、これは必須だと思います。これは私も賛成です。これをまずは大前提として一言申し上げます。

今回の報告書を見ますと、海賊版対策を超える規制が有力な選択肢という形で77ページに指摘がされております。委員の意見を受けて、文化庁には一一小委員会主査、主査代理、分科会長などのお考えがあってのことだと思いますけれども一一、当初案に修正をしていたが、有力な選択肢以外に、もう少し限定を付すべきだという意見もあったということをお知らせいたしました。この点、感謝申し上げます。

ただ、「有力な選択肢」が限定を付さない規制であると記された場合には、その後の流れとしては、やはりこの「有力な選択肢」をベースに条文を起こすというのが、行政府としての在り方だという話も聞いております。

（次スライドへ続く）

(井上委員発言の続き)

この点を私懸念しております。報告書には限定説も「留意点」として書いてあり、また、報告書取りまとめの後も、参院の院内集会とか、それから、JILISの提言なども出て様々な意見が出ているところがございます。そのような意見も受け、関係の先生方の意見なども聞いた上で、「有力な選択肢」と今されていること以外の、「留意」するとされている限定案も考慮に入れて考えていただけるんだらうかと、そこが私は一番心配しているところがございます。

それが難しいのであれば、僭越ではございますけれども、この77ページの有力な選択肢に加えまして、今留意すべきであるとなっている被害の甚大な海賊版に限定すべきであるという案も有力な選択肢であると修正をお願いできないものかと考えております。

もう一つ申し上げたいことがございます。参考資料4の「共同意見」で私的利用の目的の複製に関する趣旨について若干書かせていただいております。30条1項は国民の行動の自由を安易に規制することは許されないという趣旨で作られているという点については、知財高裁判決あるいは多くの知的財産法学者の学説の説くところですが、そのみならず、政府の国会答弁などでも既に明らかにされているところです。これは昭和59年の当時の加戸文化庁次長の答弁の中で、著作権法30条の趣旨について、「法律は家庭に入らずというような基本的な考え方がある」という発言が国会でなされています。

そういうことも踏まえますと、30条というのは、単に私的範囲の利用については捕捉できないから、あるいは零細な利用にとどまるから規制してもかまわないということだけではなくて、より重大な趣旨、国民の行動の自由を守るというような重大な意味合いを含んでいるものだと思いますので、その点も考えて慎重に判断をしていただくことが重要なのではないかと思います。

この段階になってこのような意見を申し上げることは大変恐縮でございますが、報告書の内容について修正をいただくか、あるいは事務局の方で、今、留意すべきとなっている点も十分考え併せて、限定を付すことができるというふうな見込みをお示しいただけるのであれば私もその修正についてこだわるつもりはありませんが、今、最後の段階でございますので、一言申し述べさせていただきました。

多葉田聡委員（一般社団法人日本新聞協会新聞著作権小委員会委員長）

○ 権利者として海賊版対策は非常に重要だと考えており実効性のある形で進めてほしい。ただ一方で、表現の自由や知る権利は、国民の大変重要な権利なので、一般のインターネットユーザーが萎縮することがないように、法制化に当たっては十分な配慮をしてほしい。【多葉田委員】

*権利者の立場からも、表現の自由等に配慮し、限定を付すべきとの意見*

【多葉田委員】 新聞協会です。我々はやはり権利者として、海賊版対策というのは非常に重要だと考えておりました。そういう意味では実効性のある形で進めていただきたいと思っています。ただ一方で、やはり表現の自由とか知る権利というのは、国民の大変重要な権利でありますので、やはり一般のインターネットユーザーが萎縮ということがないように、法制化に当たっては十分な配慮をしていただければなというのが我々の考え方です。

河島伸子委員（同志社大学経済学部教授，東京大学政策ビジョン研究センター客員教授）

○ 新たに違法となる行為について要件を厳しくつけていき対象を絞り込む必要があると強く感じる。日本独自のクリエイティビティの重要な源泉となる活動が縮小することになりかねない。【河島委員】

**海賊版対策を超えた違法化への懸念を踏まえ、厳しく限定を付すべきことを強調**

### 【河島委員提出資料】

同報告書の中で，特に「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」につき，法基小委で大きな議論が起きたと聞いています。委員会に直接参加しておりませんので，あくまでも見ることができた資料（一部の委員から出された意見書を含む）を拝読した限りでの印象ですが，当初の報告書案に対するパブリック・コメントもかなりの数となっており，国民の間でもダウンロード違法化の対象範囲が広がることへの懸念が広がっているという認識は，委員の皆様，事務局同様に共有しています。

2018年12月に出了された中間まとめからダウンロード違法化・刑事罰化の拡大の方向に急速に報告書案が進み，その後，一部の委員から出た意見を元に修正はあったと聞いていますが，いわゆる海賊版対策を超えた違法化の方向に，今後急速に向かうのではないかと懸念が残っているようです。

特にマンガの海賊版対策に速やかに取り組んでいきたいという政府の方針自体に反対するものではありませんが，その反面，新たに違法となる行為について要件を厳しくつけていき対象を絞り込む必要があるとも強く感じます。刑事罰については当然ですが，民事につきましても，広く一般人の知的・文化的創造活動に大きな影響が生じるようなことがあっては，著作権法および日本の文化芸術振興政策の本来目指すところと齟齬が生じてきます。漫画家の方々からも，漫画家の権利を守ってくれる法制というよりは，むしろ自分たちの創作活動が難しくなるであろうという声が上がっています。マンガは，アニメ，映画，テレビドラマ，ゲームなどの原作になることが多く，日本独自のクリエイティビティの重要な源泉です。このような活動が縮小するとすれば，クール・ジャパンを推進する政府の本来の目的も達成できなくなるのではないのでしょうか。

あまりに拙速に（そのように見えるスピードで），このような一般国民，クリエイター，アーティストに甚大な影響を及ぼす法改正が今後続くようであれば，日本の文化力が落ちることにもなりかねないと考えます。今後一層丁寧な議論を重ねていただき，慎重な姿勢でこの問題に取り組んでいただくことを切に願っています。